



ASC(水産養殖管理協議会)養殖場認証 審査報告書

認証取得者 宮城県漁業協同組合 石巻地区支所、石巻市東部支所、
石巻湾支所

審査範囲 宮城県石巻市石巻湾(万石浦を含む)、荻浜湾のカキ養
殖場

認証番号

認証発行日

認証有効期限

フォーム3 - 審査計画公開(PDF)フォーム

このフォームは現地監査*の30日前までに認証機関により提出されなければならない。記載されている情報に変更がある場合は、変更から5日以内かつ審査予定日から10日以前にASCに再提出されなければならない。期限に遅れた場合、新たに審査のアナウンスがされ、再度30日ルールが適用される。

このフォームに記載される情報は公開されなければならない。この情報はフォーム提出から3日以内にASCのウェブサイトに掲載されることが望ましい。

このフォームは利害関係者および関心の高い者にとって読みやすいよう書かれなければならない。

このフォームは必要に応じて現地の言語に翻訳されることが望ましい。

PDF 1 審査計画公開フォーム

PDF 1.1 認証機関名称

アマタ株式会社

PDF 1.2 提出日

2017年12月14日

PDF 1.3 認証機関連絡窓口

PDF 1.3.1 連絡担当者

山野下 仁文

PDF 1.3.2 認証機関内の役職

チームリーダー

PDF 1.3.3 所在地

〒102-0073
東京都千代田区九段北三丁目2番4号

PDF 1.3.4 メールアドレス	ninsho@amita-net.co.jp
PDF 1.3.5 電話番号	03-5215-8326
PDF 1.3.6 その他	-

PDF 1.4 ASC顧客

PDF 1.4.1 会社名	宮城県漁業協同組合 石巻地区支所、石巻市東部支所、石巻湾支所
PDF 1.4.2 連絡担当者	三浦 雄介 氏
PDF 1.4.3 顧客組織内の役職	宮城県漁業協同組合 石巻地区支所 主任
PDF 1.4.4 所在地	宮城県石巻市渡波字佐須98-2
PDF 1.4.5 メールアドレス	yuusuke.m@jf-miyagi.com
PDF 1.4.6 電話番号	0225-24-0391

PDF 1.4.7 その他

PDF 1.5 認証単位

PDF 1.5.1 単独サイト

PDF 1.5.2 マルチサイト

PDF 1.5.3 グループ認証

x

PDF 1.6 監査対象サイト

サイト名称	GPS座標	その他の位置情報	監査予定サイト	監査予定日
漁業区 第2601号	38° 20.18' N, 141° 26.83' E		はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2602号	38° 20.98' N, 141° 26.82' E		はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2603号	38° 21.00' N, 141° 26.63' E		はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2604号	38° 20.90' N, 141° 26.60' E		はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2605号	38° 20.26' N, 141° 26.46' E		はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2607号	38° 20.41' N, 141° 25.71' E		はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2608号	38° 20.47' N, 141° 25.80' E		はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2610号	38° 21.23' N, 141° 24.91' E		はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2611号	38° 20.92' N, 141° 24.07' E		はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2612号	38° 21.57' N, 141° 25.30' E		はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2614号	38° 21.79' N, 141° 24.75' E		はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2615号	38° 21.86' N, 141° 25.08' E		はい	2018年1月 17日～18日

漁業区 第2617号	38° 22.15' N, 141° 26.26' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2618号	38° 22.22' N, 141° 26.54' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2619号	38° 21.78' N, 141° 24.70' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2620号	38° 20.38' N, 141° 24.79' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2621号	38° 19.93' N, 141° 25.55' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2622号	38° 20.26' N, 141° 26.63' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2625号	38° 22.72' N, 141° 24.75' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2626号	38° 22.85' N, 141° 26.00' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2627号	38° 22.53' N, 141° 26.93' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2628号	38° 22.51' N, 141° 24.37' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2629号	38° 23.41' N, 141° 25.59' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2630号	38° 23.69' N, 141° 26.74' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2631号	38° 22.84' N, 141° 24.60' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2632号	38° 22.68' N, 141° 28.04' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2633号	38° 23.64' N, 141° 25.33' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2634号	38° 23.79' N, 141° 25.64' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2635号	38° 23.71' N, 141° 25.24' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2636号	38° 22.53' N, 141° 23.59' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2637号	38° 23.85' N, 141° 24.38' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2638号	38° 23.06' N, 141° 23.58' E	はい	2018年1月 17日～18日

漁業区 第2641号	38° 23.98' N, 141° 22.15' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2642号	38° 26.12' N, 141° 23.97' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2643号	38° 25.37' N, 141° 22.80' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2644号	38° 25.57' N, 141° 22.77' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2645号	38° 23.29' N, 141° 21.85' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2650号	38° 23.81' N, 141° 21.02' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2651号	38° 23.81' N, 141° 21.01' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2652号	38° 24.38' N, 141° 22.00' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2653号	38° 24.68' N, 141° 20.85' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2654号	38° 23.99' N, 141° 20.60' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2655号	38° 25.34' N, 141° 22.85' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2656号	38° 25.07' N, 141° 22.44' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2657号	38° 25.07' N, 141° 22.59' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2658号	38° 24.98' N, 141° 22.50' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2659号	38° 24.92' N, 141° 22.69' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2660号	38° 24.87' N, 141° 22.76' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2661号	38° 24.94' N, 141° 23.14' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2662号	38° 24.90' N, 141° 23.17' E	はい	2018年1月 17日～18日
漁業区 第2663号	38° 24.87' N, 141° 23.61' E	はい	2018年1月 17日～18日

PDF 1.7 魚種及び基準

基準	生産される魚種(学名)	認証範囲に含まれるか (はい/いいえ)	使用されるASC承認基準	版番号
アワビ				
二枚貝	<i>Crassostrea gigas</i>	はい	ASC二枚貝規格	1.0
淡水トラウト				
パンガシウス				
サケ				
エビ				
ティラピア				
ブリ・スギ類				
その他				

PDF 1.8 利害関係者へのコンサルテーション予定および、どのように利害関係者が関与できるか

氏名/組織	審査における関係性	利害関係者の関与方法 (個別訪問、電話での聞き取り、意見提出等)	利害関係者への連絡 予定日	利害関係者への 連絡手段
機密情報につき非公開	顧客	手紙	2017年9月1日	手紙
	供給者	手紙	2017年9月1日	手紙
	施設維持管理会社	手紙	2017年9月1日	手紙
	地域住民	個別訪問	2017年10月3日	個別訪問
	地域の商工会	手紙	2017年9月1日	手紙

PDF 1.9 スケジュール案

PDF 1.9.1 契約書締結日:	2017年12月20日
PDF 1.9.2 審査開始日:	2018年1月17日
PDF 1.9.3 現地監査日:	2018年1月17日 - 19日
PDF 1.9.4 認証決定/判断	2018年2月28日

PDF 1.10 審査チーム

	列1	氏名	ASC登録情報
PDF 1.10.1	主任審査員	小川 直也	
PDF 1.10.2	専門家	太齋 彰浩	
PDF 1.10.3	社会面の審査員	小川 直也	

ASC審査報告書 - オープニング

一般要求事項

- C1** 審査報告書は英語および事業体の所在する地域で最も一般的に話されている言語で書かれなければならない。
- C2** 審査報告書には商業上公開できない情報のための機密附則を含めてもよい。
- C2.1** 認証機関は、商業上公開できない情報の内容について認証申請者と合意しなければならず、この情報は認証契約書に規定に従い、ASCおよび任命された認定機関からの要請に基づきこれらの機関に示されなければならない。
- C2.2** 公開用報告書には機密附則に含まれる項目の明瞭な概要が含まれなければならない。
- C2.3** 商業上公開できない情報を含む附則を除き、審査報告書はすべて公開される。
- C3** 認証機関は、機密附則の内容を含む、報告書のすべての内容に唯一責任をもつ団体である。
- C4 認証審査および再認証審査報告の報告期限**
- C4.1** 審査の完了から30日以内に認証機関は、英語および国の公用語または事業体の所在する地域で最も一般的に話されている言語で書かれた報告書の草案を提出しなければならない。
- C4.2** 5日以内にASCは、報告書の草案をASCウェブサイトに掲載する。
- C4.3** 認証機関は、利害関係者および関心の高い者が報告書に対して意見を述べる期間を15日間設けなければならない。
- C4.4** 意見募集期間の終了日から20日以内に認証機関は、英語および国の公用語または事業体の所在する地域で最も一般的に話されている言語で書かれた最終報告書をASCに提出しなければならない。
- C4.5** 5日以内にASCは、最終報告書をASCウェブサイトに掲載する。
- C4.6** 審査報告書には正確かつ再現可能な結果が含まれなければならない。
- C5 年次監査報告書の報告期限**
- C5.1** 監査の完了から90日以内に認証機関は、英語および国の公用語または事業体の所在する地域で最も一般的に話されている言語で書かれた最終報告書を提出しなければならない。
- C5.2** 5日以内にASCは、最終報告書をASCウェブサイトに掲載する。
- C5.3** 監査報告書には正確かつ再現可能な結果が含まれなければならない。

1 タイトルページ

1.1 認証申請者名

宮城県漁業協同組合 石巻地区支所、石巻市東部支所、石巻湾支所

1.2 報告書タイトル [例:公開用認証報告書]	本審査報告書
1.3 認証機関名	アマタ株式会社
1.4 主任審査員名	小川 直也
1.5 報告書作成者およびレビューアーの氏名と所属	報告書作成者 - アマタ株式会社 小川 直也 報告書レビューアー - アマタ株式会社 山野下 仁文
1.6 顧客連絡担当者の氏名と役職	宮城県漁業協同組合 石巻地区支所 主任 三浦雄介 氏
1.7 日付	2018年1月17日、18日、19日

2 目次

I. 審査報告書 - オープニング II. 審査定型書式 - 二枚貝 III. 審査報告書 - トレーサビリティ IV. 審査報告書 - クロージング 不適合報告フォーム 公開情報フォーム

3 用語集

ASC用語集において定義されていない、この審査報告書特有の用語および略称

なし

4 まとめ

報告書および所見の簡潔なまとめ。まとめは、利害関係者およびその他の関心の高い者にとって読みやすいよう書かれなければならない。

<p>4.1 審査範囲の簡潔な説明</p>	<p>審査範囲は宮城県石巻市石巻湾(万石浦を含む)、荻浜湾のカキ養殖場である。</p>
<p>4.2 認証単位の事業に関する簡潔な説明</p>	<p>養殖場は133(石巻地区支所:43、石巻市東部支所:46、石巻湾支所:44)の形態(家族)により運営されている。これらはすべて家族経営であるが、親戚、知人などを数名アルバイトとして雇用しているところが多い。これらの生産者は宮城県漁業協同組合に属している。本認証は、複数の生産者が漁業協同組合の共通ルールの下で養殖を行うマルチサイト認証である。</p> <p>当地域では「延縄式垂加法」によりカキが養殖されている。石巻地区支所、石巻市東部支所では100m×2本、石巻湾支所では54m×2本のロープを1台の筏としている。1生産者当たりの筏の数は、石巻地区支所では2-16台、石巻市東部支所では10台(5台仮植、5台本養殖)、石巻湾支所では6台である。現在合計で2493台の筏が設置されている。これらとは別に、種苗を数か月、万石浦の浅瀬で育成し、成長を抑制してから出荷する種苗業者が存在するが、種苗業者は本認証の対象外である。</p> <p>種苗は全て地元で採取される天然種苗である。育成期間後、外洋に出された種苗は、石巻地区支所、石巻市東部支所では2年、石巻湾支所では1年かけて育成され、出荷される。筏は個人所有で、使用開始時に設置し、収穫後は回収する。各生産者の筏の設置場所は各支所内において毎回抽選で決定されるが、設置に当たっては生産者同士協力して行う。</p> <p>育成後、収穫されたカキは、各生産者の居住地の近くにあるカキ処理場において殻から剥かれる。剥き身は10kgのコンテナ詰めの後、漁協の共販所で競りにより販売されるのが主である。中には殻付での販売、または共販所以外のルートで販売されるものもある。石巻地区支所、石巻市東部支所では筏1台あたり約1.5トン、石巻湾支所では約1トン(剥き身換算)のカキが収穫される。</p> <p>石巻市を含む東北地方の太平洋沿岸では、2011年3月11日に発生した大地震に伴う最大20メートルを超える大津波により、壊滅的な被害を受けた(東日本大震災)。カキ養殖施設もすべて破壊・流出した。震災後、復興に取り組み、カキ養殖も再開され、生産量を戻してきたが、3支所を合計した近年の生産量は震災前の半分弱の800トン前後となっている。</p>
<p>4.3 認証単位のタイプ (リストから1つのタイプを選択すること)</p>	<p>マルチサイト</p>
<p>4.4 審査のタイプ (リストから該当する審査のタイプを選択すること)</p>	<p>初回審査</p>

4.5 主な所見のまとめ

審査において重大な不適合は発見されなかった。軽微な不適合1点と観察事項5点が指摘された。

4.6 審査決定

宮城県漁業協同組合 石巻地区支所、石巻市東部支所、石巻湾支所は、マガキ (*Crassostrea gigas*) についてASC二枚貝認証が与えられる。

5 認証機関の連絡窓口

5.1 認証機関名

アマタ株式会社

5.2 所在地

〒102-0073
東京都千代田区九段北三丁目2番4号

5.3 メールアドレス

ninsho@amita-net.co.jp

5.4 その他の連絡先情報

電話番号:03-5215-8326

6 認証申請者の背景

6.1 1.2および1.3を除く公開情報フォーム (フォーム3) の情報
すべての情報は審査の実施に伴い必要に応じて更新される

公開情報フォーム参照

6.2 認証単位の説明 (初回審査) / 変更点がある場合は変更点の説明 (年次監査および再認証審査)

認証単位は宮城県石巻市南部、牡鹿半島の北西部の石巻湾、荻浜湾を漁場とする、宮城県漁業協同組合 石巻地区支所、石巻市東部支所、石巻湾支所のカキ養殖場である。ここでは主に家族単位による養殖業が行われている。海面を各生産者に割り当て、生産者ごとに養殖施設の管理を行う仕組みであり、その取りまとめ役として協同組合が組織されている。また、各地区にはカキ剥き場が整備され、生産者がその場所でカキの殻をむき、生ガキとして出荷している。それぞれのカキ剥き場では認証対象以外のカキは扱われないため、カキ剥き場から生ガキを出荷するまでが本認証の単位となる。

6.3 認証単位が現在保持するその他の認証

なし

6.4	この審査の前に取得したその他の認証	なし
6.5	認証単位の <u>本年度</u> の予想される年間生産量	1100トン
6.6	認証単位の <u>前年度</u> の <u>実際</u> の年間生産量 (年次監査および再認証審査では必須)	774トン
6.7	認証単以内で採用されている生産方法 (リストから1つ以上を選択)	筏
6.8	認証単位で雇用されている従業員数	459人
7 範囲		
7.1	実施された審査で使用された規格 (版番号を含めること)	ASC二枚貝規格第1.0版(2012年1月)
7.2	認証申請者の養殖場で生産される魚種	マガキ (<i>Crassostrea gigas</i>)

<p>7.3 審査範囲の説明 これには認証単位が、事業体により管理されている、または事業体の所在するサイトに含まれる生産または収穫地域を網羅しているか、それとも認証単位がこれら地域の一部のみを対象としているかの説明を含む 生産または収穫地域の一部のみが認証単位の対象となっている場合、対象地域が明記されなければならない</p>	<p>審査範囲は石巻市石巻湾、荻浜湾に位置するカキ養殖場である。認証範囲には石巻地区支所、石巻市東部支所、石巻湾支所のすべての生産者が含まれている。</p>
<p>7.4 次のCoCへ受け渡される時点まで認証製品を取り扱う可能性がある保管、加工、流通サイトの名称と所在地(請負も含む)</p>	<p>【石巻地区支所】 沢田共同かき処理場 - 宮城県石巻市沢田字沢田27-1 佐須浜共同かき処理場 - 宮城県石巻市渡波字佐須藤ヶ崎77 折浜共同かき処理場 - 宮城県石巻市折浜字折浜39 月浦共同かき処理場 - 宮城県石巻市月浦字月浦26-1 侍浜共同かき処理場 - 宮城県石巻市侍浜字侍浜28 荻浜共同かき処理場 - 宮城県石巻市荻浜字横浜山45-2 桃浦共同かき処理場 - 宮城県石巻市桃浦字上ノ山66-34</p> <p>【石巻市東部支所】 牧浜共同かき処理場 - 宮城県石巻市牧浜字牧屋敷25-1 竹浜共同かき処理場 - 宮城県石巻市竹浜字磯棚15 狐崎共同かき処理場 - 宮城県石巻市狐崎浜家ノ上28 鹿立共同かき処理場 - 宮城県石巻市狐崎浜字鹿立屋敷38-1 福貴浦共同かき処理場 - 宮城県石巻市福貴浦字福貴屋敷6</p> <p>【石巻湾支所】 万石浦鮮かき工場 - 宮城県石巻市渡波字祝田77-1</p>
<p>7.5 対象水域の説明</p>	<p>石巻市石巻湾(万石浦を含む)、荻浜湾</p>

8 審査計画

8.1 審査員名および次が実施または完了した日：審査実施、報告書作成、報告書レビュー、認証判断

小川 直也 - 主任審査員、社会審査員
太齋 彰浩 - 専門家

審査実施 - 2018年1月17日、18日、19日
報告書作成 - 2018年3月30日に完了
報告書レビュー 2018年4月3日に完了
認証判断 - 2018年4月27日

8.2 過去の審査(該当する場合)：

不適合参照番号 規格参照条項番号 解除期限 - 状況 - 各不適合の解除日

8.2.1 初回審査 - 年月
第1回年次監査 - 年月
第2回年次監査 - 年月
再認証審査 - 年月
抜き打ち監査 - 年月
不適合解除監査 - 年月
認証範囲拡大審査 - 年月

不適合参照番号	規格参照条項番号	解除期限 - 状況 - 各不適合の解除日

8.4 実施された審査計画：

8.4.1 机上調査

8.4.2 現地監査

8.4.3 利害関係者へのインタビューおよび地域住民との意見交換

8.4.4 顧客への報告書草案送付

8.4.5 ASCへの報告書草案送付

日付	場所
2017年12月15日	-
2018年1月17日、18日、19日	宮城県石巻市
2018年1月18日、19日	宮城県石巻市
2018年3月30日	宮城県石巻市
2018/4/	-

8.5.5 顧客およびASCへの最終報告書送付

2018/4/

-

8.7 審査でコンサルテーション対象となった、またはその他の方法で関与した個人の氏名と所属
これには審査に参加した次の者が含まれる:顧客の代表者、従業員、請負業者、利害関係者、オブザーバー

○宮城県漁業協同組合

【石巻地区支所】

支所長 小野寺賢
主任 三浦雄介
班長代理 木村文樹
係 上杉しのぶ
生産者 岡田利樹成
生産者 佐藤勘成
生産者 須田政吉
生産者 杉浦 孝行
生産者 平塚みきこ
生産者 伏見薫
生産者 細川泰宏
地域住民 菅野匡人
地域住民 千葉勝衛
地域住民 宮城了大

【石巻市東部支所】

支所長 阿部晃佳
係 高橋隆太
係 松川麻奈美
係 安住美里
生産者 阿部昭浩
生産者 阿部一弘
生産者 阿部輝喜
生産者 石森裕治
生産者 佐藤清之
生産者 佐藤信也
生産者 平塚敏春
生産者 平塚伸佳
地域住民 阿部力太郎
地域住民 後藤利信
地域住民 山口岩雄

【石巻湾支所】

支所長 阿部卓也
主任 阿部恵美
主任 佐々木順子
生産者 青木英文
生産者 亀山晴一
生産者 阿部ひろこ
生産者 阿部正男
生産者 齋藤伊平
生産者 齋藤幸一
生産者 齋藤昭一
生産者 品野光一郎
生産者 高橋文生
生産者 本田孝彦
生産者 横山正敏
地域住民 大國龍笙
地域住民 本田政彦
地域住民 柳田貴之

○桃浦かき生産者合同会社
 代表社員 後藤健夫
 業務執行社員 三浦功次

○宮城県
 【東部地方振興事務所 水産漁港部】
 技術次長(総括担当) 阿部丈晴
 技術主幹(班長) 小野寺恵一

【水産技術総合センター 養殖生産部】
 部長 太田裕達
 副主任研究員 伊藤博

【農林水産部水産業基盤整備課養殖振興班】
 技師 石川哲郎

8.8 文書またはその他の情報を含む利害関係者からの意見、およびそれら意見に対する認証機関の文書による回答

利害関係者の氏名 (公開する許可が得られた場合)	顧客との関係性	連絡日	認証機関の回答 はい/いいえ	指摘された点の簡潔なまとめ	認証機関による 意見の反映	利害関係者へ の回答送付
公開を希望する者 はいなかった	地域住民	2018年1月18日	いいえ	生産者、地域に対し問題はない。	反映された	なし
公開を希望する者 はいなかった	地域住民、研究機関	2018年1月19日	いいえ	生産者、地域に対し問題はない。	反映された	なし

審査マニュアル - ASC二枚貝規格

範囲:ASC二枚貝規格の要求事項は、世界中のすべての場所と規模の濾過摂食二枚貝養殖生産システムに適用される。二枚貝の養殖は、明確な場所で、明確な二枚貝の所有権により、稚貝から収穫までの二枚貝の実行中の蕃養としてこの対話によって定義される。

原則1 法律に従い、養殖作業現場に適用されるすべての法的要件および規則を順守する

判定基準1.1 養殖現場に適用される全ての法的要件および規則

	<p style="text-align: center;">適合基準 (審査のガイダンスとしてのみ使用)</p>	<p style="text-align: center;">審査の証拠</p>	<p style="text-align: center;">評価 (基準ごとに、ドロップダウンメニューの一つの区分を選択)</p>	<p style="text-align: center;">不適合事項の記述 不適合事項や非該当項目の理由を説明する</p>	<p style="text-align: center;">価値/指標 価値提供- それぞれの指標に該当する場合</p>
<p>1.1.1</p>	<p>指標: 養殖作業現場に適用されるすべての法的要件および規則を順守していることを示す証拠(許可、ライセンス、リースや営業権および土地・利水の使用権の書類)</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 土地および水の使用に関する法律の写しを入手すること</p> <p>b. 借用書または土地権利の元本を入手すること</p> <p>c. 国または地方の法律や規則に従った視察記録を保持すること(操業地域の法律で視察が求められる場合に限る)</p> <p>d. 地方および国の監督官庁が求める土地および水に関連した許認可全てを入手すること</p> <p>e. 国の保護地域に関連して、養殖場の位置を示すため、最低でも4つのGPS座標を示した養殖場の詳細地図を提供すること</p> <p>f. 養殖場が国の保護地域もしくは海洋保護区内に位置する場合、養殖場の活動が保護地域の法的要件または規則と一致していることを示す書類を保持すること</p> <p>g. その他、内容を記述</p>	<p>1. 各適合規程に対する審査の証拠を記載。審査の証拠(適合及び不適合の証拠を含む)は異なる審査チームでも審査を再現できるように記録すること。 2. 「審査の証拠」の説明文は適宜修正すること。 3. 以下に記載されていない適合基準を観察した際には、以下のセルに記載すること。</p> <p>漁業法(最終改正日平成27年8月5日)に基づき区画漁業権が設定されている。また、水産資源保護法(最終改正日平成26年6月13日)、持続的養殖生産確保法(最終改正日平成26年6月13日)なども該当する。法令に対する違反は報告されていない。各種法令について、最新の法令条文をファイルに保管していた。法令一覧表を準備していた。</p> <p>12のカキ処理場の石巻保健所からの設置許可、各処理場の占有許可証(宮城県中部施設保有漁業協同組合が所有、一部個人所有)がある。処理場の登記簿がある。 宮城県漁協の登記簿謄本に各事務所の登記がなされている。</p> <p>定期的な視察は要求されていない。何か問題が起きなければ国や県の査察は行われない。問題が起きた例はない。</p> <p>区画漁場図、各区画の区画漁業権免許状とその一覧表がある。石巻地区支所:19区画、石巻市東部支所:17区画、石巻湾支所:12区画、石巻地区支所と石巻湾支所の共有漁場:2区画。すべて平成25年9月1日から平成30年8月31日までの免許となっている。付随する漁業権行使規則もある。 区画漁業権免許状に緯度、経度が示されている。それを基にした図面は宮城県が作成している。緯度、経度の数値と図面の一致を確認した。現場審査において、GPSを用いて、図面通りに養殖施設が配置されていることを確認した。</p> <p>国立公園の地図は宮城県のホームページで閲覧可能である。カキ養殖場区画の大部分は三陸復興国立公園の普通地域に該当する。しかし、通常の漁業行為には規制はない。陸地は特別保護地区等に設定されている所もあるが、陸地に接する漁場はないため陸域の保護区の規制が該当する場所はない。 また平成29年度版宮城県鳥獣保護区等位置図がある。陸地に鳥獣保護区等の指定があるが、海域は該当しない。</p>	<p style="text-align: center;">適合</p>	

原則2 生息環境、生物多様性および生態学的過程に対する重大な悪影響を避け、改善または軽減する					
判定基準2.1 垂下式養殖と浮体式養殖の底生環境に及ぼす影響1)					
2.1.1	<p>指標: 養殖場の直下で測定された表層堆積物の遊離硫化物の合計値が対照区との比較において許容できる水準である[2]</p> <p>要件: ≤1500 μMの場合、5年に一度 1500~3000 μMの場合、毎年</p> <p>適用範囲: 堆積層における垂下式および浮体式養殖</p>	<p>a. 養殖場が非堆積層の場合: 初回監査の前に、ビデオ撮影または海底イメージトランセクトを実施し確認すること。その後は少なくとも5年に1度行うこと(手順2.2に進む)</p> <p>b. 養殖場が軟底質の堆積層の場合: 別紙1、2に従い底質中の硫化物濃度を調査する。硫化物濃度の直接測定は、生物学的手法が申請者もしくは監督官庁が指示している場合は、底生動物の群集幸造を分析しても良い(2.1.4参照)</p> <p>申請者は硫化物測定結果の手法及び結果を詳細に示した情報を提示すること。 ・もし硫化物濃度が1500 μM以下の場合、モニタリングは5年ごとでよい。 ・もし硫化物濃度が1500 μM以上3000 μM未満の場合、モニタリングは毎年行うこと。 ・硫化物濃度が3000 μM以上の場合、2.1.2に進む</p> <p>c. もし養殖場が別紙4、5で定められたものと異なる手法を用いて全遊離硫化物の測定をあえて実施している場合、養殖場は代替手法が基準の意図に合致するかを示し、ASCから変更の承認を得る必要がある。</p> <p>d. その他、内容を記述</p>	<p>底質は堆積層である。東北大学の坂巻准教授に委託し、養殖場内と対照区それぞれ計13地点で2017年10月25日、26日に底質の採取、硫化物濃度の測定を行った。調査結果は2017年12月11日付の報告書でまとめられた。その結果、硫化物濃度は全地点において1500 μM以下であった。また養殖場内の地点と場外の対照地で測定したが、有意差は見られなかった。</p>	適合	
2.1.2	<p>指標: 養殖場の直下で測定された表層堆積物の硫化物の合計値が対照区との比較において許容できない水準である</p> <p>要件: ≥3000 μM</p> <p>適用範囲: 堆積層における垂下式および浮体式養殖</p>	<p>a. 硫化物濃度の初回測定値が3000 μM以上の場合、養殖場は自然状態の硫化物濃度が3000 μMを上回らない限り認証されない。硫化物濃度を低下させる取り組みが求められる。</p> <p>b. その他、内容を記述</p>	<p>硫化物濃度は全地点において1500 μM以下であった。</p>	該当しない	
2.1.3	<p>指標: 自然環境の硫化物水準が3000 μMを上回る場合、硫化物の年間濃度が当該養殖場の外部に位置する対照区で計測された水準を有意に超えないこと</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: 堆積層における垂下式および浮体式養殖</p>	<p>a. サンプリングを行った養殖区と養殖場外の対照区とで比較を行った結果を提示する。養殖場直下は対照区より有意に高くはない場合、モニタリングを毎年実施すること</p> <p>b. その他、内容を記述</p>	<p>硫化物濃度は全地点において1500 μM以下であった。</p>	該当しない	

<p>2.1.4</p>	<p>指標: 底生動物相調査による手法を申請者が希望する場合、またはすでに監督官庁が生物相調査を指示している場合、その地域で硫化物分析の代わりに底生動物の群集構造の直接分析を行ってもよい</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: 堆積層における垂下式および浮体式養殖</p>	<p>a. 養殖場が生物学的手法を採用した場合、認証機関に知らせ、採用した手法に関する参考資料(科学的出版物)を明示すること</p> <p>b. 生物学の指標が硫化物水準と同義であること示す証拠書類を提供すること</p> <p>c. 硫化物濃度が3000 μM未満相当である場合、2.1.1に進む。硫化物濃度3000 μM以上相当である場合、2.1.2に進む</p> <p>d. その他、内容を記述</p>	<p>底生動物相の調査は行っていない。底質試料採取時に調査者が目視で確認したが、有害生物は確認されなかった。</p>	<p>該当しない</p>			
<p>2.1.5</p>	<p>指標: より広域的な生態系において、きわめて重要な生物的機能あるいは生態的機能を果たしている地域が存在する場合の二枚貝養殖</p> <p>要件: 不可</p> <p>適用範囲: 垂下式および浮体式養殖</p>	<p>a. 養殖場のビデオもしくは海底イメージング調査の結果を用意すること</p> <p>b. 養殖の作業現場に近い影響を受けやすい生息環境に関する情報(生息環境分布の地図を利用するなど、1.1.1e参照)をまとめ、生物起源の構造物がある海域について注記すること</p> <p>c. その他、内容を記述</p>	<p>萩浜湾の海底写真が何枚かある。また万石浦で平成25年に海底を調査した結果があり、写真が撮られている。海上保安庁による石巻湾の海図があり、底質の岩、泥、砂・泥の区分が示されている。</p> <p>2017年11月28日に石巻湾周辺で水中ビデオカメラにより6地点撮影した。機材の性質から移動しながらの撮影はできないため、各地点の周辺をビデオ撮影した。泥交じりの砂主体で、重要な生息地は確認されなかった。調査結果のDVD、説明資料を確認した。</p> <p>これまでに重要な生息地であると言われている場所は確認されていない。石巻専修大学 玉置准教授にカキ養殖場がアマモ場に与える影響について確認した。アマモは水深4m以下の場所で生息するのでカキ養殖場の場所とは重ならず、影響を与えるとは考えられないとのコメントを得た。</p> <p>干潟は万石浦の人工干潟のみが存在する。東北大学 大越准教授からは、干潟については、カキ礁ができると、それをもとに付着生物等が拡大し、干潟のアサリなどに影響を与える例があるため、今後も注意は必要と考えられるとのコメントを得た。当漁場ではカキ礁はできておらず、また干潟と抑制栽培、仮殖の場所は別であるため、養殖が影響を与えるとは考えられない。</p>	<p>適合</p>	<p>【観察事項】 ビデオ撮影した地点では重要な生息地は観察されず、これまでも発見されていないことから、今後も発見される可能性は低いが、今後も地点数を増やして撮影を継続することが望ましい。</p> <p>【観察事項】 万石浦の干潟については、現状問題がないと考えられるが、重要な生息地であるため、今後も県の調査結果などのデータを定期的に収集し、確認することが推奨される。</p>		
<p>判定基準2.2 海域への影響</p>							
<p>2.2.1</p>	<p>指標: 滞留時間に対するろ過時間の割合</p> <p>要件: >1</p> <p>適用範囲: すべて</p> <p>※二枚貝基準の別紙1で規定したように水塊内の全養殖場の面積が10%未満の垂倍、要件2.2.1および2.2.2を適用する必要はない</p>	<p>a. 水域および全ての養殖場の位置を示した地図を提示すること。養殖場のある水塊の割合を計算し、計算で用いた数値を提示すること</p> <p>b. すべての養殖場の合計面積が全水塊の10%未満の場合、2.2.1は適用されない</p> <p>c. 養殖場の面積が水塊の10%以上の場合、優先する二枚貝資源量(天然+養殖)のろ過時間を計算する。二枚貝のセンサス情報と計算で用いたろ過速度の公表値を提示すること</p> <p>d. 養殖場の面積が水塊の10%以上の場合、水塊の滞留時間を計算すること。CT/RT比を計算すること。計算に用いた全てのデータ、参照先を提示すること</p> <p>e. その他、内容を記述</p>	<p>各漁業区画の図面がある。また各区画の中での養殖筏の背割り図がある。各漁業区画の中で、カキ筏の占める面積を計算した。1台あたりの専有面積を100m×1.2m=120m²または54m×1.2m=64.8m²とし、筏の台数をかけて計算した。その結果、全体として筏の占める面積は0.93%となり、10%未満であった。万石浦内で一部、沖に出す前の仮殖の場所で専有面積が10%を超えているところがあるが、年間のうち1か月のみの仮殖であり、残り11か月間は使用していない。</p> <p>現地においても、計算結果が妥当であることを確認した。</p>	<p>適合</p>			

2.2.2	<p>指標: 濾過時間CTが滞留時間RTより短い場合、一次生産時間PPTに対する濾過時間の割合</p> <p>要件: >3</p> <p>適用範囲: 2.2.1の要件を満たさない養殖場全て</p>	<p>a. 植物プランクトン量の年間平均値Bおよび水塊全体の一次生産量PPPを計算すること。サンプリング法ならびに各サンプルの位置および時期に関する全ての情報を提供すること。数値を同様の単位に変換した際に用いた参考文献は全て提供すること</p> <p>b. 一次生産時間PPTとCT/PPT比を計算すること。計算に使用した全てのデータは、参考文献も含めて提供すること</p> <p>c. その他、内容を記述</p>	2.2.1を満たすため該当しない。	該当しない		
2.2.3	<p>指標: より包括的なモデルもしくはシミュレーションにより、基準2.2.1または2.2.2と同様、「養殖場の及ぼす影響がそれらが位置する水域の生態的環境収容力を全体として超えない」という事実を証明すること</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: -</p>	<p>a. 水塊および全ての関連する養殖の現状に適用できるモデルを記述した査読付きの論文を提出すること</p> <p>b. CT、RT、PPTのモデル評価値を提出すること。もしこれらの値が論文中に明記されていない倍、どのようにこれらの数値を計算したかの追加情報を提示すること</p> <p>c. その他、内容を記述</p>	2.2.1を満たすため該当しない。	該当しない		
判定基準2.3 重要生息地と種の相互関係						
2.3.1	<p>指標: 絶滅危惧種または絶滅危惧種が依存する生息地に対する危害の許容</p> <p>要件: 不可</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 国内法またはIUCNのレッドリストに記載された絶滅危惧種のリストを提示する。IUCNレッドリスト記載種リストを入手するために、上記の検索をおこない、IUCNレッドリスト記載種ならびに養殖場に関連した脅威を記録すること</p> <p>b. 養殖場の位置と、当該地域における絶滅危惧種の既知の分布域あるいは重要生息地と関連づけて表示する地図を提供すること</p> <p>c. 絶滅危惧種が養殖場のある区域(放流水面と水源も含む)で確認された場合、影響を最小化するために養殖場が行った行動を記載すること</p> <p>-</p> <p>e. その他、内容を記述</p>	<p>宮城県レッドリスト(2016)を準備している。また石巻市の主な希少種リストもある。</p> <p>レッドリスト記載種は万石浦で見られるが、いずれも干潟生物で、養殖場が影響しているとは考えられない。荻浜湾では生息は確認されていない。</p> <p>2017年12月5日に、東北大学 大越准教授に干潟近くで育成される種ガキに付着する生物の調査を依頼したところ、希少生物は確認されなかった。希少種の生息地と養殖場の場所が異なるため、その他自然の希少生物にも影響を与えているとは考えられないというコメントを得た。</p> <p>また、日本の野鳥の会宮城県支部に確認し、野鳥の生息リストを作成した。46種類の鳥類が確認され、うち14種類がレッドリスト記載種だが、カキ養殖場による影響は考えられず、むしろ筏を休憩場所、餌場として利用することによるプラスの効果があると考えられる。</p> <p>地域の住民や生産者に対するインタビューでも、希少生物に影響を与えているという意見はなかった。</p>	適合		

判定基準2.4 環境に対する認識					
2.4.1	指標: 環境に関する研修、各地域の実施規定の順守、または環境管理計画の実行を示す証拠 要件: 必要 適用範囲: すべて	a. スタッフの環境研修/教育(証明書、参加を示す証拠)の書類を提示すること(または)	各支所、また全体でASCに関する説明会、勉強会等を行った。 石巻湾支所(2017年9月6日)、石巻地区支所かき部会(2017年7月3日)、東部支所(2017年8月28日) 2017年11月24日に再度カキ生産者に対し、3支所合同で「平成29年度石巻三支所かき業者研修会」を実施した。ASCで求められる環境配慮、油濁防止、安全管理について説明した。40名弱の生産者が参加した。 参加しなかった生産者には資料を配布したり、各支所で説明を行っている。 持続的養殖生産確保法に基づく漁場利用計画を各支所で作成し、宮城県の認定を受けている。区画漁業権の期間と同じ。組合員に説明し、組合内での承認を得たうえで申請している。 上記計画に基づき、毎年各支所で年2回、養殖場内数地点で水質(水温、溶存酸素量)と底質(色、臭い、底生生物)の調査を行っている。調査結果は宮城県に報告されている。	適合	【観察事項】 研修会にはすべての生産者が参加できたわけではないため、今後も定期的に教育訓練を実施することが望ましい。
		b. 地域の実施規定と確実に順守するための行動に関する書類を提示すること(スタッフ研修を含む)(または)			
		c. 環境管理計画の実行を示す証拠を提示すること			
		d. その他、内容を記述			
原則3 野生個体群の健康および遺伝的多様性に対する悪影響の回避					
判定基準3.1 持ち込まれた有害生物と病原体					
3.1.1	指標: 評価時からさかのぼって10年以内に、養殖場に起因する外来種、有害生物または病原体の違法な導入 要件: 不可 適用範囲: すべて	a. 種苗の起源を示す書類を保持すること。該当する場合、名称、所在地、担当者、搬入日も含むこと	種苗は各生産者が各自で採取している。100mで1000連分獲れる。1連にホタテ原盤72枚が設置され、原盤1枚に約100個の種ガキが付き、抑制中に淘汰されて70~80個程度になったのち、沖で育成される。 各支所ごとに平成29年度の投入開始日、投入実績連数、設置筏台数、付着状況がまとめられている。生産者ごとの投入量をまとめた平成29年度の実績一覧表がある。また平成28年度の採苗終了日、投入ピーク日、採苗したうちの自家消費用、販売用の数量がまとめられている。来年度になると平成29年度の記録がまとめられる。 また10年間の種ガキ生産状況を一覧表にまとめた。毎年県で県内全体の調査を行っている。 他から種ガキを導入した実績はない。 地域の住民、生産者へのインタビューでも、他地域から種ガキを導入した事実はないことが確認された。	適合	
		c. その他、内容を記述			
3.1.2	指標: 種苗や養殖場の施設とともに持ち込まれた病気や有害生物を防止し、管理するための確立した手続きを順守していることを示す書類、または適切な管理策にしたがっていることを示す書類 要件: 必要 適用範囲: すべて	a. 病害虫の持ち込みを防ぐための確立した手法や最善の管理法に関する書類を提示すること	地元の種苗ではこれまで病害虫が発生した事例はないため、地元の種苗のみを使用していれば問題ないと考えられる。 平成23年2月2日に、カキヘルペスウイルスの注意喚起が国から各都道府県に出され、それをうけ、3月2日に、宮城県農林水産部長から、他地域から種苗を導入しないよう注意喚起がなされた。 他から種ガキを導入した実績はなく、病気が発生した事例はない。 カキのノロウイルスなどの自主検査は週1回行っている。	適合	
		c. その他、内容を記述			

判定基準3.2 持続可能な天然種苗の調達					
3.2.1	指標: 幼生の採取を除き、購入もしくは採取した天然種苗が、誰でも利用可能な無規制の供給源から入手したものではないこと 要件: 必要 適用範囲: すべて	a. 調達ごとに養殖種苗の産地、種名、所在地、担当者名を示す書類を保持すること	種苗発生時期の7月から8月程度の期間に、沿岸養殖通報(種ガキ速報)を県が毎週出している。水産技術総合センターのウェブサイトアップしている。種苗は自然界で豊富に発生し、そのうちの僅かを利用していると考えられている。過去50年以上にわたり採取してきたが、天然個体数に影響を与えていないという歴史がある。 天然の種苗のうちどれだけを利用しているかを推定する説明資料を作成した。養殖場由来のカキから産卵された卵のみから成体になる確率を考えても、計算上4割程度しか利用していない。また資源を減少させていないという歴史的な実績もある。これに天然の親貝、また近隣地域で養殖される親貝由来の種苗も加わるので、資源は豊富に存在していると考えられる。 2011年の震災ではすべての養殖施設が流されたが、それ以降も天然採苗は同様に続けられており、天然資源に影響を与えていないため、養殖のカキがいなくても天然種苗が豊富に存在することになる。 区画漁業権行使規則の中のかき垂下式養殖業ののなかに、「かき垂下式養殖業」と「種かき垂下式養殖業」が含まれている。つまり各漁場の中で区画漁業権が設定され実行されており、それ以外の場所では種苗の採取はできない。	適合	
		b. 天然種苗が無規制で誰もが利用可能な供給源から採取されていないことを示す書類を提示すること			
		c. その他、内容を記述			
判定基準3.3 外来種の導入と養殖					
3.3.1	指標: 外来の養殖種の責任ある導入を示す証拠 要件: 必要 適用範囲: すべて	a. 養殖場が新たな外来の二枚貝養殖を行う場合、ICESの外来種導入に関するガイドラインおよびICESの病害虫に関する要件への準拠を具体化する許可を得ること	外来のカキ種苗は使用していない。	適合	
		b. その他、内容を記述			
判定基準3.4 在来種の養殖					
3.4.1	指標: ふ化場で生産された種苗について、当該種および種苗を育成する地域に対する遺伝的懸念事項への対応策に関する書類 要件: 必要 適用範囲: 種貝を生産しているすべての養殖場	a. 種苗を野外育成する種と地理的範囲の遺伝的懸念事項に対処するため、当該地域の天然の親貝を使用していることを示す書類を提出すること(もしくは)	地元の天然種苗を使用しているため遺伝的な問題はない。 水産庁から各都道府県に対し、三倍体を使用する場合は試験をして報告するよう通達があった。宮城県では以前三倍体の研究を行っていたが、県内では使用しないことが決定されたため、現在県内で三倍体の使用はない。 天然種苗が豊富にあるため、人工種苗は使用されていない。	適合	
		b. 養殖事業の規模と養殖個体の再生産の可能性(二倍体もしくは三倍体か、収穫時の年齢と成熟年齢との関係)が、養殖場を基点とした合理的な分散中心域内の天然個体群のサイズと再生産の可能性を十分に下回っていることを示す書類を提出すること(もしくは)			
		c. 天然個体群の成長、生産率、生存率、形態のような形質の種苗改良を目的とした増殖プログラムから野外育成のための不妊種苗を生産していることを示す書類を提出すること(もしくは)			
		d. 天然個体群の病気への耐性を高めるため天然種苗の多様性向上など、野外育成用種苗を用いた回復計画に協力していることを示す書類を提出すること			
		e. その他、内容を記述			

判定基準3.5 遺伝子導入生物					
3.5.1	<p>指標: 遺伝子導入生物の養殖</p> <p>要件: 不可</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 栽培する種苗の起源を、種名、所在地、担当者、配送日を購入回数に示す書類を保持すること</p> <p>b. 養殖場は遺伝子導入した二枚貝を栽培しないことを言及した宣誓書を準備すること</p> <p>-</p> <p>d. その他、内容を記述</p>	<p>天然種苗が豊富にあるため、人工種苗は使用されていない。地元の天然種苗のみを使用しており、その記録がある。</p> <p>各支所のカキ部会長名で、三倍体種苗、遺伝子組み換え種苗、外国産種苗および外来種種苗を使用しない旨の宣誓書を、平成29年11月6日付で出している。</p> <p>現地観察やインタビューの結果、遺伝子組み換え生物の使用の疑いはない。</p>	適合	
原則4 環境に責任をもつ方法で病気と有害生物を管理する					
判定基準4.1 病気と有害生物の管理手法					
4.1.1	<p>指標: 養殖場または養殖動物に対する突然変異誘発性、発ガン性または奇形誘発性の殺虫剤の使用</p> <p>要件: 不可</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 過去12か月の間に養殖場もしくはその契約業者が使用した化学物質全て(生産者が養殖場または養殖生物に対し与えたいかなる物質)の記録を保持すること。養殖場が総合施設内にある場合、育成場での使用に加え、ふ化場および加工工場で使用した化学物質全てを記録する必要がある。養殖場で用いた化学物質全てに関する技術的情報を提供すること</p> <p>b. 化学物質の販売業者の名称および連絡先を提供すること</p> <p>-</p> <p>d. その他、内容を記述</p>	<p>養殖場、カキ処理場とも化学物質は使用していない。</p> <p>漁船に使用する船底塗料は指定されたものを使用している。</p>	適合	
4.1.2	<p>指標: 海洋環境、養殖場または養殖動物に対する毒素として残留する化学物質の使用</p> <p>要件: 不可</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 4.1.1.aと同様</p> <p>b. 4.1.1.bと同様</p> <p>-</p> <p>d. その他、内容を記述</p>	<p>化学物質は使用していない。</p>	適合	
4.1.3	<p>指標: 有害生物または捕食動物が絶滅危惧種の場合、殺駆除以外の方法での管理徹底</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 現場において使用しているすべての捕食生物または有害生物対策の機器のリストを提示すること</p> <p>b. 有害生物の管理に用いた全ての手順を記した書類を提出し、養殖場が絶滅危惧種に対し危害を確実に加えていないことを説明すること(2.3.1項参照).</p> <p>c. その他、内容を記述</p>	<p>石巻地区支所、石巻湾支所ではカキに付着している生物の温湯処理をしている。7月末から8月前半で年1回、60-70℃の湯に通す。カキ以外のものは熱により死亡する。</p> <p>ポイラー、湯桶を使用している。ポイラーは石巻湾支所で44台が所有されており、そのリストが作成されている。石巻地区支所のリストもある。</p> <p>2017年12月5日に、東北大学 大越准教授に干潟近くで育成される種ガキに付着する生物の調査を依頼したところ、希少生物は確認されなかった。そのため温湯処理が希少種に影響を与えているとは考えられない。</p>	適合	<p>【観察事項】</p> <p>温湯処理の時期の付着生物の調査ができていないので、その時期にもう一度付着生物の調査を行うことが望ましい。</p>

4.1.4	指標: 捕食動物を防ぐ網への鉛線または鉛製鍾の使用 要件: 不可 適用範囲: すべて	a. 養殖場に鉛線もしくは鉛製鍾が無い、捕食生物防除用網に用いないこと b. その他、内容を記述	捕食生物防除用網は使用していない。鉛の使用もない。	適合		
4.1.5	指標: 爆薬の使用 要件: 不可 適用範囲: すべて	a. 養殖場で爆薬が使用されていないことを確認すること b. その他、内容を記述	爆薬は使用していない。	適合		
原則5 資源の効率的な利用						
判定基準5.1 廃棄物管理と汚染防止						
5.1.1	指標: 廃棄物削減プログラム(再利用やリサイクルなど)に関する証拠となるもの 要件: 必要 適用範囲: すべて	a. もっとも多く排出される養殖廃棄物を記述し、廃棄物がリサイクルされていることを示すこと b. その他、内容を記述	もっとも多く排出される廃棄物はカキ殻である。須田浜に3支所が共同で利用しているカキ殻集積場がある。平成25年から28年まで、万石浦の干潟再造成工事を行っていたが、そこでカキ殻と砂を3:7で混ぜた資材を使用していた。以前は集積場で粉砕して砂と混ぜていた。現在は飼料会社がカキ殻を引き取りに来て持ち帰り、飼料として利用している。また4か所の処理場では肥料会社(2社)に直接販売し、全量を直接引き取りに来る。	適合		
5.1.2	指標: 生物系廃棄物の適切な保管と処分に関する証拠となるもの 要件: 必要 適用範囲: すべて	a. 養殖場がすべての生物系廃棄物 非生物系廃棄物から分別、分離物を含む全ての生物系廃棄物の適切な廃棄をどのように廃棄するかを記述した計画書を作成すること b. 二枚貝の死骸およびその他の生物系廃棄物の廃棄法を示す記録を保持すること - d. その他、内容を記述	8か所の処理場ではカキ殻を一時集積した後、須田浜のかき殻堆積場に集積している。4か所の処理場では肥料会社(2社)が全量直接引き取りに来る。須田浜の堆積場は石巻市の市有地であり、宮城県漁協が無償で賃貸している。平成28年4月1日から3年間の契約を確認した。須田浜の処理場は石巻の3支所が共同で立ち上げた「石巻市沿岸漁業協同組合振興協議会」が管理している。堆積したカキ殻の一部を飼料会社に販売している。協議会と飼料会社(有限会社シェルズ)の販売契約書がある(2017年9月29日付更新)。「一般廃棄物処理実績報告書」を毎月宮城県漁協から石巻市に提出している。この中でシェルズへの搬出量も記録されている。各支所で、カキ殻堆積場へのカキ殻搬入記録簿をつけている。毎日の搬入量が月ごとに記録されている。 直接販売している処理場について、肥料会社との年間契約書を確認した。支部(処理場)ごとに契約を交わっている。2017年9月29日または10月16日から1年間の契約となっている。 石巻湾支所では1年に1回ロープを回収し、産廃業者に引き取ってもらっている。他の支所では震災後はまだそのような処理は発生していない。資材の廃材について、産業廃棄物として処理するための手順書を作成した。大量の場合は支所がとりまとめて処分業者に依頼する。個人の少量のものは個人ごとに産廃の処理を依頼する。 赤潮、青潮等は発生せず、斃死は起こらないため、生物系廃棄物は発生していない。 温湯処理で処理された付着生物は自然に剥がれ落ち海中に脱落している。	適合		

<p>5.1.3</p>	<p>指標: 化学薬品と炭化水素系薬品の廃棄物の適切な保管と処分に関する証拠となるもの</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 使用していない機器と廃棄物の廃棄は、地方条例と化学物質等安全データシート(MSDS)に従い当該地域からの危険廃棄物も含め、迅速かつ確実に実行すること。養殖場は使用した全ての化学薬品の目録を保持しなければならない。</p> <p>b. その他、内容を記述</p>	<p>化学薬品は使用してないため廃棄もない。 船の修繕業者がエンジンオイルを交換した際には、業者が持ち帰り処理している。その際の記録として、業者からの請求書がある。各支所のサンプルを確認した。組合経由で支払ったり、個人で直接支払ったりしている。例として石巻地区支所(2017年8月20日付)、石巻市東部支所(2017年8月20日付)、石巻湾支所(2017年7月31日)の請求書を確認した。</p>	<p>適合</p>		
<p>5.1.4</p>	<p>指標: 養殖事業で生じた化学薬品および炭化水素系薬品の流出防止と対処に関する計画</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 化学薬品および炭化水素系薬品の流出防止と対処計画を準備すること。計画には、陸上および海上における車輻船舶、ウィンチ、クレーンその他の機器からの燃料漏れを回避するために現場に配置している機器の予防管理について概説すること</p> <p>b. 上記の計画に記載された化学薬品および炭化水素系薬品の流出防止と対処と適切な廃棄物処理について全ての雇用者の研修履歴についての書類を保持すること</p> <p>c. 流出した化学薬品と接触した機器または構造物、および洗浄作業に関する書類を保持すること</p> <p>d. その他、内容を記述</p>	<p>宮城県で「漁場油濁被害防止対策マニュアル」「油流出事故発生時の対応について」また「緊急連絡体制」を作成している。県でオイルフェンス、吸着マット、油処理剤を準備しており、各支所にも県の資材を一部保管している。これまで大規模に油が流出した事例はない。 カキ処理場には緊急連絡体制が掲示されている。2017年11月24日にカキ生産者に対し、3支所合同で「平成29年度石巻三支所かき業者研修会」を実施した。 油流出の事例は発生していないため記録はない。</p>	<p>適合</p>		
<p>判定基準5.2 エネルギー効率</p>						
<p>5.2.1</p>	<p>指標: 生産に関するエネルギーの使用状況の監視とエネルギー効率の改善のための活動を継続していることを示す証拠となるもの</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 養殖場における燃料および電気の使用記録を保持すること。初回監査時に少なくとも12か月の連続記録が必要</p> <p>b. 直近12か月の年間エネルギー消費量を算出すること。エネルギー使用量はキロジュールで項目別に合算すること</p> <p>c. 5.2.1bの結果および過去12か月に生産された重量(mt)から、生産に対するエネルギー消費量を求めること</p> <p>d. エネルギー効率の改善のために養殖場が実行している主要な手続きを文書化し、その効率についての要約を提出すること</p> <p>e. その他、内容を記述</p>	<p>生産者は各支所を通じてガソリン、軽油、重油を購入しているため、生産者ごとの購入量が把握されている。平成28年11月から平成29年10月までの1年分の記録が準備されている。 漁協を通じて購入していない人も数名いる。そのような人からは伝票や聞き取りで購入量を確認した。 カキ処理場の電気使用量も集計した。 エネルギー使用量をキロジュールに変換した。計算の結果、一経営体あたりのカキ(剥き身)1トンあたりのエネルギー使用量は平均25,842,974KJ/MTとなった。 キロジュールを生産量で割り、生産に対するエネルギー消費量を計算した。 平成27年7月13日付で、省エネ機器設備導入支援事業費助成金交付を受け、船外機について2サイクルから4サイクルエンジンへの切替を行っている。現在も継続中。 船底の掃除は燃費に大きく影響するため、各組員がシーズンオフに行っている。</p>	<p>適合</p>		

5.2.2	<p>指標: 養殖場で使用する設備(ボートや発電機など)の保守記録が最新かつ閲覧可能であること</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. ボート、発電機を含む養殖場設備の定期点検スケジュールを明記した管理計画を策定すること</p> <p>b. 設備点検の記録を保持すること。初回監査時には12か月以上の点検記録があること</p> <p>c. その他、内容を記述</p>	<p>漁船、温湯処理用ボイラーは個人所有である。漁船は、漁船法に基づく県による5年に1回の定期検査、船舶安全法に基づくJCI(日本小型船舶検査機構)による定期検査(6年ごとに本検査、3年ごとに中間検査)がある。ボイラーは労働安全衛生法に基づき、規模により取扱者の資格保持や定期点検が義務付けられているが、各組員が使用しているボイラーの規模については、資格や法定点検が不要な簡易ボイラーである。各自で適宜点検を行っている。</p> <p>各漁船の漁船保険料の領収書がある。 漁船保険金支払い内訳書がある。 JCIの船舶検査証書がある。 県の漁船検認記録一覧がある。</p> <p>フォークリフトの点検記録がある。(自主検査記録、専門業者による点検記録) 漁船は平成25年から、フォークリフトは平成28年からの記録がファイルに保管されている。それ以前から点検は定期的に行われている。</p>	適合		
<p>原則6 地域の一員として良識的かつ誠実であること 判定基準6.1 地域社会との関係と相互作用</p>						
6.1.1	<p>指標: 目に見える浮きは法律で特別の定め(それが養殖区域に適用されるような)がある場合を除いて、同一の色とする</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 養殖場に目に見える浮きを使用している場合、それらの色をすべて統一すること</p> <p>-</p> <p>c. その他、内容を記述</p>	<p>浮きはほとんど黒色を使用している。 筏の端など、少量の浮きには、標識用として黄色を使用している。 現地では、場所により黄色の浮きが多い箇所も確認された。養殖期間中、カキが成長し重くなると浮きを追加するが、その時に黒色でない浮きを使用することがある。 2017年12月15日付で、なるべく黒色の浮きを使うよう、文書で生産者に通達した。</p>	適合		
6.1.2	<p>指標: 目に見える養殖場の構造物は、法律で特別の定め(養殖区域に適用されるような)がある場合を除いて、配置と向き統一して設置する</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 目に見える養殖場の構造物は配置と向きを統一し、航行を妨げないようにすること</p> <p>b. その他、内容を記述</p>	<p>カキ筏は整列され、大型船でも無理なく通れるよう配置されている。現地審査で確認した。筏の位置はGPSで管理されている。</p>	適合		
6.1.3	<p>指標: 連続気泡型の発泡スチロール製浮きの使用</p> <p>要件: 不可</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 連続気泡型の発泡スチロール製浮きを養殖場に使用しない、配置しないこと</p> <p>b. その他、内容を記述</p>	<p>連続気泡型を含め、いかなる発泡スチロールもカキ筏には使用していない。</p>	適合		
6.1.4	<p>指標: 養殖場の照明および養殖場から発生する騒音や悪臭が他の人に影響を与える可能性がある場合、それを最小限にとどめること(養殖場に適用できる場合)</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 養殖場の照明および養殖場から発生する騒音や悪臭の要因を全て挙げ、低減策も合わせて記述した書類を用意すること</p> <p>b. 悪臭を発生源用の保管場所とコンテナを用意すること</p> <p>c. その他、内容を記述</p>	<p>処理場にカキ殻の一時保管場所があるが、その日のうちに搬出するため、悪臭の影響はない。その他、照明、騒音等の害は発生していない。地域からの苦情はない。 現地審査で、悪臭の発生源はないことを確認した。</p>	適合		

<p>6.1.5</p>	<p>指標: 適用される全ての航海規則および規制を順守していることを示す証拠 要件: 必要 適用範囲: 海面養殖場</p>	<p>a. 地域の航海規則と規制の写しを提出すること b. 地域の航海規則と規制について該当する養殖場スタッフの研修記録を保持すること - d. その他、内容を記述</p>	<p>船舶法に基づく小型船舶安全規則、海上衝突予防法、海上交通安全法、港則法などが該当する。最新の法令リストと条文を保管していた。漁船の操縦のためには小型船舶操縦免許が必要である。5年に1回更新され、更新時に研修がある。海事事務所から各人の海技免状更新の通知を受けている。更新者が多い年など、漁協を介して講習を行う際には、更新講習実施の記録がある。石巻湾支所の平成26年5月26日の記録を確認した。それ以外では各人で更新し、更新された免許を漁協で確認している。各組合員の免許一覧を有効期限と共にリスト化している。</p>	<p>適合</p>		
<p>6.1.6</p>	<p>指標: 養殖に使う装備を紛失した際、地元の条件に基づいて漂着海岸線の清掃を行うことを示す書類 要件: 必要 適用範囲: すべて</p>	<p>a. 装備を紛失した際、漂着する海岸の清掃活動を行っていることを示す記録を保持すること。記録は監査以前の12か月分以上とする b. その他、内容を記述</p>	<p>漂着物の状況を見ながら、年1回、または数年に1回清掃活動を行っている。石巻湾支所でこの地区で一番大きな長浜海水浴場において平成28年9月16日に実施した記録を確認した。</p>	<p>適合</p>		
<p>6.1.7</p>	<p>指標: 重要な装備(浮き、ケージ、籠、捕食動物避けネット、架台など)はその養殖場のものであることが識別可能であること(養殖区域に適用できる場合) 要件: 必要 適用範囲: すべて</p>	<p>a. 全ての重要な装備は養殖場のものであることが識別できるように明記していること。最低でも、浮き、ケージ、籠、捕食動物避けネット、架台にはラベルを貼ること b. その他、内容を記述</p>	<p>浮きには焼き版を押している。また屋号などを記載している。そのため誰の所有か明確である。</p>	<p>適合</p>		
<p>6.1.8</p>	<p>指標: 装備回収のための道具(すくい網や引っ掛け鉤) 要件: 必要 適用範囲: すべて</p>	<p>a. 養殖場が紛失した装備を回収するための道具や機器を必ず有していること b. その他、内容を記述</p>	<p>漁船には棒かぎが装備されている。現地で確認した。</p>	<p>適合</p>		
<p>6.1.9</p>	<p>指標: 事業停止した養殖場の撤去に関する手続き(放棄された器具の回収に関する保険もしくは産業協定) 要件: 必要 適用範囲: すべて</p>	<p>a. 器具の回収および撤去に関する手続き書類を提出すること b. その他、内容を記述</p>	<p>「組合員の廃業に伴う手続きに関する資料」を作成。廃業を希望するときには組合に「廃業届」を提出する。その後の扱いについては協議により決定する。基本的には後続の組合員を決め、引き継ぐこととなる。これまではまだこのような事例はない。</p>	<p>適合</p>		

<p>6.1.10</p>	<p>指標: 紛争解決協定。これには寄せられた苦情の公開記録と紛争を相当な配慮をもって解決にあたるとの約束を立証する証拠を含むものとする</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 利害関係者、地域住民および団体から寄せられた苦情に対する養殖場の手続き概要を示した書類を提示すること</p> <p>b. 登録された苦情と養殖場の対応を公開可能な書類として保持しておくこと</p> <p>-</p> <p>d. その他、内容を記述</p>	<p>「苦情等対応手順」を作成した。これまで特に苦情はなかった。地域住民への聞き取りにおいても、苦情は確認されなかった。</p>	<p>適合</p>		
<p>6.1.11</p>	<p>指標: 普及啓発、情報発信を示す証拠となるもの(集会の記録、ニュースレター、地域社会や先住民との協議、または文書化された地域への奉仕活動への参加資格など)</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 良好な交流を維持するために取られた地域への情報発信と対策を記載した書類を提示すること。書類には以下の活動の1つ以上を記載すること</p> <ul style="list-style-type: none"> - 集会の記録 - ニュースレター - 地域社会や住民グループとの協議記録 - アウトリーチプログラムの参加者 <p>b. その他、内容を記述</p>	<p>2017年7月28日の海外からJICAの研修生が視察に来た記録がある。「牡鹿漁師学校×TRITON SCHOOL」(担い手育成事業)について、2017年11月18日、19日に第4回を実施した記録がある。</p>	<p>適合</p>		
<p>6.1.12</p>	<p>指標: 先住民グループの権利を尊重している証拠となるもの(養殖区域に適用される場合)</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 先住民の権利を尊重していることを示す合意または証拠を提示すること</p> <p>b. その他、内容を記述</p>	<p>先住民は存在しないため該当しない。</p>	<p>該当しない</p>		
<p>原則7 社会的、文化的な責任を自覚した上での養殖場の開発と事業</p>						
<p>判定基準7.1 児童労働</p>						
<p>7.1.1</p>	<p>指標: 児童労働の発生</p> <p>要件: 0</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 正規労働者の最低年齢が15歳以上であること(その国の法的最低年齢)</p> <p>b. 若年労働者および児童の軽作業について、その作業時間と条件を記録するシステムが存在すること</p> <p>c. 15~18歳の若年労働者(脚注16で定義)について: 仕事と学業との対立が無いこと。通学、授業、就業お合計が1日10時間を超えないこと。危険性の高い仕事に従事させないこと。</p> <p>d. 15歳未満の児童は軽作業のみとすること。軽作業と学業が1日7時間を超えないこと。</p> <p>e. 移民労働者の児童についても同様の扱いとすること</p> <p>f. その他、内容を記述</p>	<p>児童労働はない。若年労働者もない。保健所に提出が義務付けられているカキ処理場の従事者名簿に年齢が記載されている。毎年登録をし更新している。現場審査でも児童、若年者に当たるとと思われる労働者は確認されなかった。</p>	<p>適合</p>		

判定基準7.2 強制、奴隷、拘束労働					
7.2.1.	<p>指標: 強制、奴隷労働または拘束労働の発生</p> <p>要件: 0</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 契約書の記載内容は明確で被雇用者に理解され、ただ働きや有料研修制度などが無いこと。</p> <p>b. 被雇用者は自由時間を自身で管理し職場を離れることができる</p> <p>c. 雇用者は被雇用者の身分証明書の原本を保有してはならない</p> <p>d. 雇用者は労働者の賃金、便益、財産または書類を、雇用させつづけるために保有してはならない</p> <p>e. 被雇用者は借金返済のために従事義務を課せられてはならない</p> <p>f. その他、内容を記述</p>	<p>各生産者は家族経営であるが、親戚、知人などを数名アルバイトとして雇用しているところが多い。</p> <p>しかし、左記のような事実は確認されていない。</p> <p>漁協職員、生産者、および生産者から雇用されている人々に聞き取りを行い、そのような事実は自らに対してなく、地域でも存在しないことを確認した。</p>	適合	
判定基準7.3 差別					
7.3.1.	<p>指標: 差別の発生</p> <p>要件: 0</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 現場における反差別方針を記した書類(会社は、人種、身分、国籍、宗教、障がい、性別、性的志向、組合組織、支持政党、その他差別の発生要因となりうる条件による雇用、報酬、研修の機会、昇進、退職、定年の差別を支持しないことを言及する)</p> <p>b. 労働者の証言により、人種、身分、国籍、宗教、障がい、性別、性的志向、組合組織、支持政党、その他差別の発生要因となりうる条件に関して、労働者が信条や慣習を守る、または必要性を満たす権利を妨げていないことが証明される。記録により、従業員レビューと、昇進と訓練の機会の提供についての客観的な仕組みがあることが示されている。</p> <p>c. その他、内容を記述</p>	<p>各生産者は家族経営であるが、親戚、知人などを数名アルバイトとして雇用しているところが多い。</p> <p>しかし、左記のような事実は確認されていない。</p> <p>漁協職員、生産者、および生産者から雇用されている人々に聞き取りを行い、そのような事実は自らに対してなく、地域でも存在しないことを確認した。</p>	適合	<p>【観察事項】</p> <p>差別がないことは現地観察の結果明らかであるが、漁協としての反差別方針を作成し、生産者に周知することが望ましい。</p>
判定基準7.4 健康と安全					
7.4.1.	<p>指標: 健康と安全に関連する事故と違反行為は全て記録され必要があれば是正措置をとる</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 業務上の健康と安全違反について書類が作成されている</p> <p>b. 発生した事故に対応した是正措置が計画通り実行されている。根本原因の分析、根本原因の処理、同様の環境における将来の事故発生を予防する内容を含むべき。</p> <p>c. その他、内容を記述</p>	<p>少なくともこの5年間は各支所とも事故は発生していない。</p> <p>各支所とも160~180人ぐらいの従事者がいる。1形態(家族)3~5人程度が従事している。</p> <p>漁協職員、生産者、および生産者から雇用されている人々に聞き取りを行い、長年事故は起こっていないことが確認された。</p>	適合	
7.4.2.	<p>指標: 業務上の健康と安全に関する研修の機会が全従業員にある</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 職場環境における危険およびリスクの最小化。職場における危険とそのリスクを防ぐための体系化された手続きおよび方針を書面化し、その情報が全被雇用者に公開されていること</p> <p>b. 緊急時の対応手順があり、従業員に周知している</p> <p>c. 健康と安全に関する研修の機会が従業員全員にあり、潜在的危険とリスクの最小化に関する研修を含むこと</p> <p>d. 危険性の高い化学薬品は適切かつ処方通りに保管されていること</p> <p>e. その他、内容を記述</p>	<p>ライフジャケット着用推進運動の実施記録がある。石巻地区支所(2016年9月14日)、石巻市東部支所(2017年9月22日)、石巻湾支所(2017年4月20日)の記録を確認した。</p> <p>2017年9月10日付「かき水揚げ開始について」の文書を各支所で配布した。船舶作業、陸上作業の注意点をまとめて喚起した。「業務安全管理に関する取り組み」(安全管理の手順書)、「かき養殖業 業務安全管理に関する規定」を作成した。</p> <p>しかし、現場作業でライフジャケットを着用していない生産者が複数見られた。緊急連絡体制図がある。各処理場に掲示されている。</p> <p>2017年11月24日にカキ生産者に対し、3支所合同で「平成29年度石巻3支所かき業者研修会」を実施した。ASCで求められる環境配慮、油濁防止、安全管理について説明した。40名弱の生産者が参加した。</p> <p>化学薬品の使用はない。</p>	軽微な不適合	<p>ライフジャケットの着用の徹底が必要である。</p>

7.4.3.	<p>指標: 従業員の業務上の災害または障害に対する医療費は雇用者の責任であり、他の方法で補填されない限り保険の裏付けがある</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 全従業員は業務上の事故やケガにかかる費用を補償するのに十分な保険を欠けていることを管理者所有の書類に記載がある。臨時、移民、外国人労働者に対しても等しく適用される</p> <p>b. その他、内容を記述</p>	<p>共済保険(ノリコー)への加入を促している。最終的には個人の判断になるため全員が加入しているわけではなく、他の保険に加入している人もいるが、定期的に加入の案内を出している。加入者については契約明細書または申込書の控えがあり、把握している。それ以外の個人の保険加入状況までは個人情報になるため組合では把握できない。</p> <p>カキ剥き作業のみを行う人々にインタビューしたところ、病院での治療が必要となる怪我をしたことがないため、特別の保険加入までは考えていないという回答だった。万が一病院に行くことになった際には、国民健康保険が適用される。危険作業ではなく、怪我も起きていないため、問題はないと判断する。</p>	適合		
判定基準7.5 公正かつ適切な賃金						
7.5.1.	<p>指標: 公正かつ適切な賃金</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 雇用者、管理者は同一賃金同一労働の原則をもち、その内容を理解している</p> <p>b. 雇用者は標準労働週(48時間以下)に対して支払われる賃金が、常に、最低でも法的あるいは業界の最低水準以上となることを確保する</p> <p>c. 浮上した紛争と苦情を取り扱う現場における労働紛争解決方針があり、対応している</p> <p>d. 基本要件賃金に対する最小賃金の比率が常に100%以上である</p> <p>e. その他、内容を記述</p>	<p>各生産者は家族経営であるが、親戚、知人などを数名アルバイトとして雇用しているところが多い。給与は各生産者で決定し支払っているが、概ね自給1000円程度が相場となっている。</p> <p>生産者、および生産者から雇用されている人々に聞き取りを行い、給与は適切に支払われていることを確認した。</p> <p>万が一労働紛争が生じたときには個人同士での話し合いになるが、宮城県の労働相談窓口にも相談することも可能である。</p> <p>宮城県の最低賃金は772円(2017年10月1日現在)であるため、時給1000円は最低賃金を優に上回っている。</p>	適合		
判定基準7.6 結社の自由と団体交渉						
7.6.1.	<p>指標: 従業員の結社の自由と団体交渉の権利</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 労働者は労働組合の結成と参加の自由があり、いかなる場合も雇用者または雇用者が結成/バックアップしている組織からの干渉を受けない。ILOは特に「雇用者あるいは雇用者系組織の支配下にある労働者組織の組織化または支援する行為」を禁じている</p> <p>b. 評判のよい市民団体が存在しない場合、地域労働組合が、従業員の結社の自由と団体交渉の権利にかかる雇用者の違反について、目立った事例がないことを確認する。</p> <p>c. 労働組合の代表が敷地内で適切な時間に、職場において組合員と面談できる</p> <p>d. 結社の自由と団体交渉の権利に関しての公約を雇用者からの明解なコミュニケーション</p> <p>e. 労働組合がある場合、労働者全員に直接コンタクトまたは通知を送る(ポスター、パンフレット、訪問)ことができる</p> <p>f. その他、内容を記述</p>	<p>各生産者は家族経営であるが、親戚、知人などを数名アルバイトとして雇用しているところが多い。しかし家族経営であるため労働組合は該当しない。</p>	適合		
判定基準7.7 虐待的懲戒行為の禁止						
7.7.1.	<p>指標: 養殖場における虐待的懲戒処分の発生</p> <p>要件: 0</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 体罰、物理的/心理的強制または言葉による虐待への関与やそれを支持することがない</p> <p>b. 罰金と賃金控除は労働者への懲戒法としては容認されない</p> <p>c. 懲戒行為が必要な状況では手続きがあり、前向きな言葉や書面による警告を用いること。目的は前向きな改善のためであるべき。</p> <p>d. その他、内容を記述</p>	<p>各生産者は家族経営であるが、親戚、知人などを数名アルバイトとして雇用しているところが多い。</p> <p>しかし、左記のような事実は確認されていない。</p> <p>漁協職員、生産者、および生産者から雇用されている人々に聞き取りを行い、そのような事実は自らに対してなく、地域でも存在しないことを確認した。</p>	適合		

判定基準7.8 労働時間						
7.8.1.	指標: 勤務時間および時間外勤務に関する法律または期待値に対する違反または不正使用の発生 要件: 不可 適用範囲: すべて	a. 懲戒行為として支払の差引の禁止	各生産者は家族経営であるが、親戚、知人などを数名アルバイトとして雇用しているところが多い。労働時間は各生産者が判断している。 宮城県漁協でカキ剥き作業の労働時間を最大7時間にするという労働時間制限を設けており、各支所でそれ以下にすることも可能である。2017年11月6日の宮城県漁協かき部会の通知文書を確認した。インタビューでも各かき剥き場で6時間から7時間の使用時間に設定されていることを確認した。 カキの出荷時間が決まっているので、それに合わせたカキ共同処理場の開場を行う。 水揚げ作業は1時間から2時間程度であり、通常生産者家族の男性が行う。カキ剥きと合わせ、合計で1日8時間程度の労働時間となっている。 日曜日は共販所が閉まるためカキ処理場も休みとしている。 上記の状況であることを漁協職員、生産者、生産者から雇用されている人々、及び地域住民への聞き取りで確認した。 不当な支払方法はないことをインタビューで確認した。 そのような例はないことをインタビューで確認した。 個人と個人の契約になるため、必ずしも生産者とアルバイトなどの被雇用者との間で契約書が交わされているわけではないが、賃金はお互い同意の下設定されていることを、生産者および生産者から雇用されている人々へのインタビューで確認した。 上記の通り、被雇用者に対しては残業が発生する仕事の仕組みではないため、残業はないことを確認した。	適合		
		b. 賃金と便益は従業員に明確に伝えられ、都合の良いかたちで従業員に支払われること。便益の支給の代わりに旅行に出かけた、り、約束手形、クーポン、代用品を受け取ってはならない。				
		c. 労働のみの請負関係、不正な見習い労働制度に関しての実例がない				
		d. 賃金の設定法は明示されかつ労働者に理解されている				
		e. 雇用者は労働時間に関連する法律と業界標準に準拠すること。「標準週作業時間」は法律で定義されるが恒常的に48時間を超えてはならない。法律で認められている場合に限って、季節的変動を適用することができる。				
		f. すべての残業は割増賃金を支払い、その合計は週12時間を超えてはならない。				
		g. 残業は自発的なものであること				
		h. その他、内容を記述				

11 所見

- 11.1 いかなる列も削除してはならない。
- 11.2 列B/C/D/E (黒背景のセル)は、審査報告書から自動的に挿入される。
- 11.3 各不適合は、基準の指標または是正処置要求に対して発行される。
- 11.4 「フィルター」機能を使用して、目的の情報のみを表示することができる(例: 特定の不適合等級、状態、解除日等)。

- 11.5 必要に応じて行を追加すること。
- 11.6 すべての文章が見えるように必要に応じて列の幅を調整すること。

不適合参照番号	指標	不適合の等級	不適合の内容	証拠	発見日	状態	特例申請(番号)	根本的原因(顧客が記入)	提示され、認証機関に受理された是正/予防処置	不適合解除の期限	認証機関による評価(証拠を含む)	遅延願いの受理日	遅延の理由	新しい期限	遅延願いに対する認証機関の評価	遅延願いの承認日
2018.1	7.4.2.	軽微な不適合	ライフジャケットの着用の徹底が必要である。	ライフジャケット着用推進運動の実施記録がある。石巻地区支所(2016年9月14日)、石巻市東部支所(2017年9月22日)、石巻湾支所(2017年4月20日)の記録を確認した。 2017年9月10日付「かき水揚げ開始について」の文書を各支所で配布した。船舶作業、陸上作業の注意点をまとめて喚起した。 「業務安全管理に関する取り組み」(安全管理の手順書)、「かき養殖業 業務安全管理に関する規定」を作成した。 しかし、現場作業でライフジャケットを着用していない生産者が複数見られた。 緊急連絡体制図がある。各処理場に掲示されている。 2017年11月24日にカキ生産者に対し、3支所合同で「平成29年度石巻三支所かき業者研修会」を実施した。ASCで求められる環境配慮、油漏防止、安全管理について説明した。40名弱の生産者が参加した。 化学薬品の使用はない。	2018/1/19	解除	-	生産現場での慣行から、着用する事で動きが鈍くなる等マイナス面が強調され着用されていなかった。また平成30年2月1日より着用が義務化されるということに対し漁業者の認識が甘く、1月の審査時点で着用が徹底されていなかった。	平成30年1月25日に各経営体に向けライフジャケットの着用に関する文書(三支所共通)を配布し、未着用の場合の危険性や義務化による罰則について再度周知するとともに、支所運営委員会等を通じ、浜毎に漁業者間における着用に関する声かけをしてもらうよう要請した。 今後も、県漁協本所等と連携し、着用に関する呼びかけを継続して行く予定である。	2018/6/30	ライフジャケットの着用について再度周知が行われ、今後も周知を継続する体制が整えられたため、軽微な不適合を解除する。					

ASC審査報告書 - トレーサビリティ

10 トレーサビリティ因子	存在する場合はリスク因子の説明	リスクを管理するために整備されているトレーサビリティ、分別またはその他の仕組み
10.1 同事業体内で生産される同じまたは類似する見た目や魚種の製品を考慮した上で認証製品と非認証製品が混在または置き換わる可能性	生産されるすべてのカキが認証されるため、認証製品と非認証製品が混在または置き換わる可能性はない。	カキは収穫および加工の際には生産者ごとに明確に分けられている。
10.2 養殖、収穫、輸送、保管または加工業務中に存在する同じまたは類似する見た目や魚種の製品を考慮した上で認証製品と非認証製品が混在または置き換わる可能性	取り扱われるすべてのカキが認証され、非認証カキは加工工程に入り込まないため、認証製品と非認証製品が混在または置き換わる可能性はない。	カキは収穫および加工の際には生産者ごとに明確に分けられている。殻の剥かれたカキは不正開封防止容器に入れられ、トレーサビリティシールが貼られる。
10.3 認証製品の取り扱い、輸送、保管または加工において請負業者が使用される可能性	請負業者への委託はない。	該当しない。
10.4 製品がCoCへ受け渡される前に、認証製品と非認証製品が混在または置き換わる、または間違ったラベルが付けられる、その他の機会	なし。	該当しない。
10.5 事業体内の認証製品の流れおよび関連するトレーサビリティの仕組みの詳細な説明 これは販売された製品から認証単位まで遡ることを可能とする仕組みである	カキはそれぞれの生産者により収穫される。各生産者は自身で殻剥きを行う。各カキ処理場では剥き場は生産者ごとに割り当てられ、ほかの生産者のものが入ってくることはない。殻の剥かれたカキは不正開封防止容器に入れられ、トレーサビリティシールが貼られる。シールには生産者名、養殖場、消費期限が記載されている。	

10.6 トレーサビリティに関する判断:

<p>10.6.1 事業者のトレーサビリティおよび分別の仕組みは、事業者により認証製品として識別および販売されるすべての製品が認証単位由来であることを保証するのに十分であるまたは</p>	<p>十分である。</p>
<p>10.6.2 トレーサビリティおよび分別の仕組みは不十分であり、製品がASC認証製品として販売されるまたはASCロゴを付ける要件を満たすためには、別途CoC認証が必要である</p>	<p>別途CoC認証は必要ない。</p>
<p>10.6.3 CoC認証が必要となる開始点</p>	<p>宮城県漁業協同組合 石巻地区支所、石巻市東部支所、石巻湾支所からカキを購入する購入者</p>
<p>10.6.4 生産者には別途CoC認証が必要か</p>	<p>いいえ。</p>

ASC審査報告書 - クロージング

12 評価結果

12.1 規格およびガイドンス文書の特定要素に対する事業体の審査結果報告	宮城県漁業協同組合 石巻地区支所、石巻市東部支所、石巻湾支所のカキ養殖場の運営は全般的にASC二枚貝規格第1.0版の要求事項を満たしている。
12.2 審査された 認証単位 が一貫して関連規格の目的を満たす能力があるかどうかに関する明確な説明	審査された認証単位には一貫して関連規格の目的を満たす能力がある。
12.3 生物多様性環境影響評価(BEIA)または参加型社会影響評価(PSIA)が 入手可能な場合 、この全文が審査報告書に加えられなければならない。これらの文書が英語でない場合は、英語の概要も報告書に加えられなければならない。	入手可能なBEIAまたはPSIAはない。

13 認証判断

13.1 認証が発行されたか(はい/いいえ)	
13.2 認証有効開始日 (該当する場合)	-
13.3 生産者には別途CoC認証が必要か(はい/いいえ)	いいえ

13.4 認証が発行された場合は次を記入:

13.4.1 認証発行日および有効期限

認証発行日:
認証有効期限:

13.4.2 認証範囲

宮城県漁業協同組合 石巻地区支所、石巻市東部支所、石巻湾支所のカキ養殖場
商品: マガキ (*Crassostrea gigas*)
活動範囲: 育成、収穫、輸送
ASC規格: ASC二枚貝規格第1.0版(2012年1月)

13.4.3 利害関係者への説明: 認証機関の判断に関する苦情または異議は、認証機関の苦情解決手順に従い処理される。この手順および苦情に関するさらなる情報は右に示されている情報源から入手できる。

苦情処理手順についてはアマタ株式会社へ連絡をして下さい。
所在地: 〒102-0073 東京都千代田区九段北三丁目2番4号
メールアドレス: ninsho@amita-net.co.jp

14 年次監査

14.1 次回の年次監査予定

14.1.1 予定日

2019年2月1日

14.1.2 予定サイト

宮城県漁業協同組合 石巻地区支所、石巻市東部支所、石巻湾支所のカキ養殖場

14.2 次回の審査・監査タイプ

14.2.1 第1回年次監査

x

14.2.2 第2回年次監査

14.2.3 再認証審査

14.2.4 その他(タイプを明記)